

・今後の課題

1．住民や各種団体との検討協議の継続

本計画の策定においては、地元住民や各種団体の意見を反映させるための検討の場として「市街地総合再生基本計画策定委員会」が開催され、活発で具体的な議論が展開された。また、この議論の中から、事業地区の検討や事業手法の検討がされるにいたっている。

よって、今後もまちづくりに関する検討協議ができる場を設け、事業計画を尊重した上で、明確な提案が盛り込まれたまちづくりを進めることが必要である。

2．外部専門家等による具体的な事業提案

地元住民や各種団体との検討協議の場では、活発で具体的な議論が展開されたが、特に再開発事業関連のテーマにおいては専門的な事業化のノウハウやコーディネート能力の必要性が認識された。よって、今後は地元の意見とあわせて、より広い視野や専門的な知識に裏付けられた提案が盛り込まれた事業計画づくりを進めることが必要である。

3．重点整備地区における事業化検討組織の設立と検討開始

本計画では、対象地区全体の再生事業を効率的かつ効果的に進めるため、重点整備地区を設定した。

よって、今後は、各重点地区における事業化に向けた具体的なアクションとして、事業化推進組織として「地元再開発準備会」及び「特定目的株式会社」を位置づけ、事業化への活動を推進する。

4．定住化促進のための施策の推進

地区の人口を回復し、定住化を促進するためには、住宅の整備が必要であり、今後、中心市街地において公営住宅の建設等の推進が必要である。

また公共の住宅のみならず、良質な民間住宅を供給していくために、共同建替や建物の不燃化等に対する住宅整備支援施策を検討することが必要である。

定住化促進にあわせて、質的な整備も求められ、子育て支援や高齢者に配慮した住環境の整備も必要である。

5．基盤整備事業と建物整備事業ならびに誘導型制度の連携方策の検討

本計画で位置付けられた重点整備地区の事業化のためには、再開発事業等の建物整備事業、地区計画などの誘導型制度の活用が必要であることが認識されている。

また、目標の実現のためには、各事業の事業内容・資金計画・実施時期を一体的に検討し、関係権利者の上物整備と一体的かつ波及効果の高い公共事業の実施が求められる。

よって、今後は、重点地区の事業化に向けた検討を早急に詰め、基盤整備事業と建物整備事業ならびに誘導型制度の連携方策の検討を行うことが必要である。

6．各関係機関との調整

本計画の事業化のためには、国・北海道・公共公益施設等の関係団体との整備推進に伴う様々な調整が不可欠である。

特に、それらの調整結果によって、事業計画が大幅に変わる可能性があるため、今後は、事業化に向けた検討の早い時期から、関係機関との調整を行う必要がある。